国民健康保険制度のしくみが変わります!

~県と市町村で国保を運営します~

圓 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

現在の国民健康保険は市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、国保財政の安定化を目的として県 も国保の運営に加わることとなります。このことにより、病院への受診方法や保険税の納付先、**各種お手続きには変更** がありませんが、被保険者証などに関しまして変更がありますので下記表をご確認ください。

県と市町村の役割はどうなるの?

県は、各市町村が保険税を決めるために参考とする標準保険料率の提示や、県内国保の運営方針を策定するなど、市 町村と協力して国保の運営を行います。

県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割(財政運営の責任主体)	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施
○市町村ごとの国保事業費納付金を決定	○加入者の資格管理 (各種届出の受付・保険証の発行など)
 ○各市町村の標準保険料率を提示	○保険税の賦課・徴収
	○給付の決定、支払い
○給付に必要な費用を、全額、市町村へ支払い	○左記の国保事業費納付金を県に納付
○国保の統一的な運営方針を決定	○保険事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施



私たち加入者 にはどんな影 響があるの?

- ・医療機関への受診方法
- 保険税の納付先
- ・各種お手続きの窓口 などは

平 成 30 年4月から変わること

○平成30年4月からお使いいただく被保険者証は平成30年7月31日まで有 効となります。(保険証の色は変更ありません。ご注意ください)

- ○平成30年8月1日からお使いいただく被保険者証は新しい様式のものにな りますので、平成30年7月中に各世帯の世帯主あてに郵送いたします。
- ○平成30年8月1日からお使いいただく被保険者証は個人ごとになります。 (ひとり一枚の個人証となります)
- ○平成30年度以降の被保険者証の有効期限は8月1日から翌年7月31日ま でとなります。更新は毎年8月となります。(県内統一)
- ○70歳以上の方に関しては、被保険者証と高齢受給者証が一体となります。

新規申請

3月上旬に送付します。

①平成23年4月2日~平成24年4月1日生まれ

の

象】次の①②いずれも満たす人

②有効期限が平成30年3月31日までの乳幼児医

証(子ども医療証)を持っている人

平成30年4月以降に使用できる子ども医療証

閰

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

今までと変わりません

桂川町子ども医療 (子) 有効期間 負担者番号 8 1 4 0 0 7 5 6 受給者番号 SAMPLE 者 生年月日 入院 1日当たり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり600円を限度 桂川町長

▲今回送付する子ども医療証。

〇次に該当する人は子ども医療からの切り替えが 必要です。 (2)中学生以上で、 (1)小学生以上で、 詳しくはお問 重度障害者医療に該当する人 ひとり親家庭等医療に該当す い合わせください

【その他】 ていない方はお問い合わせください 桂川町子ども医療の対象で、 子ども医療証を持

お知らせ

子ども医療証を送付します 4月以降に使用できる